

平成26年9月8日（月曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

平成26年第3回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（14名）

1 番	澁谷 秀夫 君	2 番	赤間 幸夫 君
3 番	櫻井 靖 君	4 番	片山 正弘 君
5 番	後藤 良郎 君	6 番	小幡 公雄 君
7 番	高橋 幸彦 君	8 番	今野 章 君
9 番	太齋 雅一 君	10 番	色川 晴夫 君
11 番	菅野 良雄 君	12 番	高橋 利典 君
13 番	阿部 幸夫 君	14 番	櫻井 公一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	大橋 健男 君
副 町 長	高平 功悦 君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷 清一 君
財 務 課 長	舘山 滋 君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井 純 君
町民福祉課長	阿部 利夫 君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間 澄江 君
産業観光課長 兼観光班長	阿部 礼子 君
建 設 課 長	中西 傳 君
会計管理者兼会計課長	安部 新也 君
水道事業所長	櫻井 一夫 君
震災復興対策監	小松 良一 君
参事兼産業振興班長	伊藤 政宏 君

参 事 兼
まちづくり支援班長兼
震災復興対策室長

千 葉 繁 雄 君

参 事 兼 建 設 班 長

赤 間 春 夫 君

総 務 管 理 班 長

太 田 雄 君

教 育 長

小 池 満 君

教 育 課 長

櫻 井 光 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 進 主 事 阿 部 友 希

議 事 日 程 (第2号)

平成26年9月8日(月曜日) 午前10時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 議案第81号 松島町営住宅条例の一部改正について

〃 第 3 議案第82号 財産の交換、譲与等に関する条例の一部改正について

〃 第 4 議案第83号 工事請負契約の変更について【23災第154696号一級町道
根廻・品井沼線道路災害復旧工事】

〃 第 5 議案第84号 平成26年度松島町一般会計補正予算(第4号)について

〃 第 6 議案第85号 平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に
ついて

〃 第 7 議案第86号 平成26年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
について

〃 第 8 議案第87号 平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

〃 第 9 議案第88号 平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第3号)につい
て

〃 第10 議案第89号 平成26年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算(第1
号)について

〃 第11 議案第90号 平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)につい
て

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第3回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。松島町高城—————です。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、8番今野 章議員、9番太齋雅一議員を指名いたします。

日程第2 議案第81号 松島町営住宅条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第2、議案第81号松島町営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。13番阿部議員。

○13番（阿部幸夫君） 阿部でございます。

今回の加える美映の丘団地は磯崎字美映の丘32番地ほかとなっておりますけれども、普通はほかではなくて、地番が入るのが妥当なのかなと私自身は思うんですけれども、ほかで問題ないのでしょうか。その1点だけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 表示について、美映の丘団地についてほかという形で、美映の丘団地につきましては、小さい地番が点在するということで、地番がいっぱいになりますけれども、これは県に確認させていただきまして、ほかという形で表現して構わないということで、一応確認をしております。

ちなみに、県内のそれぞれの市町村を見ますと、ほかといった場合と、代表地番でやって字までという形で、いろんな形がありますので、表現的にはそれで構わないということで回答を得ております。

○議長（櫻井公一君） 阿部議員。

○13番（阿部幸夫君） 次のページに、愛宕団地にしても、初原団地にしても一応、愛宕であれ

ば動伝1、49の6という形で、あそこだって1つの地番でないのかなと私自身が感じたものですから、ほかもあるのかなという形で今お聞かせを願いたいなと思いましたので、そういう形、こちらのほうがほかがなく、何で今回だけほかがあるのかなという疑問視があったもんで、今課長からの説明で間違いはないんでしょうか、もう一度お願いします。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 愛宕団地とかほかの初原団地とか、幡谷団地については、高城もそうですけれども、1団地として連担しているということになりますので、その代表地番でやっていると。美映の丘は地番が点在していますので、1つの団地に代表地番という部分と、連担していれば代表地番でいいという考え方でやりますけれども、それがこれまでの団地ということで、それが大きく1団地になっていたということです。代表地番という形で。今回はばらばらになっていますので、全部載せると三十何筆とか、そんな形になりますので、ほかという表現で、ほかの地区にも、ほかの条例でも一応ほかという形でありましたので、それを一応県に確認して、それで結構ですよという回答を得ているということでございます。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第81号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第81号松島町営住宅条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第82号 財産の交換、譲与等に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第82号財産の交換、譲与等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） この条例改正につきましては、太陽光発電装置を新たにできる災害公営住宅の屋根に取りつける。その屋根をお貸しするという内容になるわけですがけれど

も、これは県内19市町村で実施をして、県が全体として取りまとめをするというお話だったかと思うんですが、今、ここで示されている546棟という数字があるんですが、これを一括して県で入札なり何なりを行って、そして一括して1企業というか、業者というか、ここにお貸しをするという形になるのか。

それとも、分割して何業者かに発注をするのか、その辺についてはどうなっているんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 県では一括してということで、一応全部を1つの業者にということで説明会をしております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 一括して取りつけられる業者ということになると、やはり規模の大きい事業者になるのかなと。言ってみれば、中央の大きな企業が宮城県に来て仕事をして、ソーラーパネルをつけることによって、多少なりとも利益を上げていくと。こういう形になると思うんです。やはり、利益を上げること自体反対ではないんですけれども、被災地の事業所とか企業がそういう収益を上げられるような形になるのかどうかということが、私一つ気にかかるんですね。

やはり、一括してということになると、中央からの大きな企業が来て全部とっていってしまうと。こういう形になりはしないのかと思うんですが、その辺はどうでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） もう説明会が終わっておりまして、説明会には40社程度の業者が来ているということで、実際説明のCDとか、そういったものを県に取りに来た業者が10社程度ということで聞いております。

今言われた部分では、やはりちょっと心配するところはありますけれども、ただ部分的になってきますと、利益率が上がらないという部分がありまして、一括でないとなかなか業者もいないだろうという形になろうかと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 確かに利益率ということで考えれば、そういうことでもあると思うんですが、ぜひ宮城県にはやはり地元県内企業ですね、こういったところが優先して受注できるような方法を私は考えていただいたらいいんじゃないかなと思うんですが、その辺についてどう考えられるかということと、もう一点ね。

言ってみれば、入居される被災者の方々もいるわけですね。入居される方は被災をされてなかなかお金も忙しい方は多いと思うんですが、そういう方がこれからの自分たちの生活を考えたときに、多少の投資はしてもやはりそういう太陽光パネル等を公営住宅の屋根に取りつけて、みずから活用したいというケースだって本来あっていいのかなと私は思うんですね。そういったときに、今回のやり方というのはどうなんだろうという気もいたします。その辺について、どう町としては考えておられるのかですね、その辺もお伺いしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 2点です。中西課長。

○建設課長（中西 傳君） まず、県では公募をしましてプロポーザル方式でという形で一応やるということで、その中で地元企業については点数が高くなるという形でやっていきたいと聞いております。

それから、個人で住宅に入った方が自分で上げたいといった部分については、町がそれに同意するかどうかという形になってきますので、設備の改善とか改修とかをしたいといった形で。実質はそれは協議という形になってくるかと思います。そのときに検討するという形。ただ、災害公営住宅にもうついていますので、それをどうかという部分についてはちょっとなかなか難しいかと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 個人の関係なんですが、言ってみれば協議というけれども、実質的には今回の条例で、条例を通すだけですけれども、宮城県との関係では全部そういう利用の方法、今回提案されている内容でお貸しをするということになってしまうと、協議というすき間はないということではないかなと思うんですが、本当に協議できるんですか、その辺。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今言われたように、今回の災害公営住宅については、これが議決になればソーラーパネルが屋根についてしまいますから、それは屋根貸し事業ということになりますので、事業用のパネルという形になりますね。ですから、現実的には難しい。ただ、既存の人が庭につけたいとか、例えば屋根につけたいという部分については、協議に一応応じていくという形になる。

例えば今の公営住宅につけたいとか現実的な話になってくれば、それは協議に応じていくという形になろうかと思います。

災害公営住宅は、ですから今言ったように議決になれば、もうついてしまいますので、それ

は事業用になりますので、それは協議の対象にはなかなか難しいだろうと考えます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。今の災害公営住宅については難しいけれどもと。改めて一般の方々にお貸しするための条例の整備ということが必要になってくるとなるんですよね。そうにはならないですか。

あくまでも協議でそこまでできるということになるのか、その辺お願いします。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今回は目的外使用ということで、結局、公営住宅として使わないといった部分で、今回それで一応目的外使用になりますよということなんです、屋根貸しの部分で。

ただ、今現在、公営住宅を使っている中で、同じように小屋を建てたいとか、パネルを入れたいとかという部分については施設の改善となってきますので、今の条例の中で協議をしていくという形になります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、以前に初原だとか、幡谷だとか、戸建ての住宅がありますけれども、ああいうところで例えばプレハブで部屋を増設したというようなケースがあるんですが、出ていくときに原状回復するか、あるいはそのまま町に寄附して出ていきなさいと。こういう話があったんですが、ソーラーパネルでもしそういうことがあった場合は、寄附等も含めて考慮されるということになるのかどうかですね、その辺どうですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 最終的に出ていく場合については、原状回復というのが原則でありまして、あとは残すか残さないかという部分は協議ということになるかと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 最後にしますけれども、先ほども答弁の中にあっただんですが、既に公営住宅を建てて、屋根もついているのもあると。そこにソーラーパネルをこれから改めてつけるということになると思うんですね。そうすると、一般的に新築と同時にソーラーパネルをつけると屋根の損傷と痛みというのは割と少なくなると。ところが、後づけすると非常に傷みが大きくなるんだと。こういうことが一般的に言われているんですが、その辺についての補償の問題というのはどうなるのか、これも県との協議になると思うんですが、プロポーザル型で公募するんで、点数制で地元も入れるんじゃないかと先ほどもお話あったんですが、

ぜひその辺も含めて県との協議の中にきっちり入れていただいて、地元企業の参入の幅をぜひ広げてほしいということも含めて、今最後に聞いた部分、屋根の傷みの補償についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 基本的に私たちも雨漏りしたらどうするんだといった部分とか、いろんなことの中では整理はされていまして、その原因が事業者の原因なんだか、もともとが雨漏りするのかという部分、調査をする必要はありますけれども、そういった形では基本的には大体疑問に思うところは入っていまして、どちらが起因するかという部分が一応もとの原因がどうなのかという部分になりますので、それはそれできちっとやっていくという形になります。

施設そのものもというのが一応松島町という形になりますので、入ってきた人には迷惑をかけないような形で処理をしたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 菅野です。

この条例の一部改正ですが、見た限りに貸付期間が示されていないんですよね。新たに資料を見ると20年間ということなんで必要ないのかなと思ったりしたんです。ただ、一方で財務規則に140条だったかな、行政財産は次の（１）に該当する場合ということで云々と書かれていますね。その２に前項の使用期間は１年を超えることはできないと。ただし、特別の理由があるときは認めるということになっているんですが、これは期間を定めなくても財務規則でこういう規則があるから、改めて定める必要はないという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） おっしゃるとおりで、この部分の条例については定める必要がないという形で、今言ったように財産の部分では、そちらの条例で一応20年と。20年というのは、営業の部分ですね、20年間以上でないと金額が出ないということで、20年以上貸さなければならぬという部分がございますので、それをもって一応貸し付けるという形になります。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） そういう細かいことであれば、きちっと定めていったほうがいいんじゃないのかなと思うんですけれども、いいんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 財産の交換、譲与等に関する条例そのものは、規則ですけれども、財

務規則のほうが上位になります。そちらで普通財産、行政財産の場合は先ほど菅野議員さんが言われたとおり、基本的に1年ということで、財務規則が適用になります。ですから、こちらの今回提出している条例は、あくまでも貸し付けの無償の場合とか、お金を取る場合、その場合別表でなっている。あとは期間とかそういう形は財務規則でなっているということで、財務規則のほうが適用になるということで、こちらにはのっけないということが基本です。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 最後になります。

そういう貸し付け等においては、財務規則のほうが上位ということであるんで、この全てのものは特別の理由があると認めるときということで対応していくということによろしいんですね。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 基本的に財務規則のほうで、普通財産の場合は数年になりますけれども、行政財産の目的外使用の場合には基本的に1年ごとに申請を出すと。申請を出して20年という形になるのかなと思います。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） こっちはどうなんですか。目的外財産かな、今度貸すのは。そっちは構わないんだけど、普通財産は1年ごとにと。逆ですか。こっちは1年ごとに申請をやり直さなければならないということになるじゃない。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 普通財産は基本的に複数年ということで、資料は持っていませんけれども、ただ行政財産は基本的に菅野議員さんが言われたとおり、基本は1年ごとに申請書を出さなきゃいけないということが、ほかの自治体でも同じようになる。ただし、やむを得ない場合は、複数年になるということの解釈でございます。

普通財産というのは、民間と同じような法律に適用になる。行財を複数年で貸すというのは基本的にだめですよ。目的外使用ですからということで基本は1年。ただ、やむを得ない場合はという解釈になります。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） どうもすっきりしないんですけれども、どちらも行政財産の目的外使用ということなんだよということなんだけれども、こっちは期間を定めなくても財務規則でや

っているからいいんだということで、今後もそれにのっとって理由があるときは認めていく
んですということでもいいんですかと。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） よっぱどの理由がある場合ということなんで、行政財産の目的外使用、
要するに行政財産を貸し付ける場合は、基本は1年で、毎年基本的にこういうのであれば、
4月1日から3月31日で、3月末に出して4月1日からまた延長したいという形になります。
基本は1年です、行政財産は。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 1年なのに、こっちは使用を見ると20年だよと。書かれているでしょう、
資料に。だから、こっちはそれに定めておかなくていいんですかと。

この事業だけではないと思うんです、今後こういうふうに事業をやるということは。違う事
業でもそういう目的外使用ということで来るかもしれない。そのときに、この事業は20年で
いいです。あなたは10年ですということになっていきませんかと。

だから、どこかにきちっと定めておいたほうがいいんじゃないですかという私の考えなんで
す。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 菅野議員さんが言われるとおり、財務規則でもこの条例でもいいから、
こういう場合は20年とか決めたらいいのではないかという考えですよ。

ただ、実際行政財産、道路でも何でもありますけれども、電柱でも電柱何年もちますかと。
ずっと立っていますよね、あれどうしますかという1年ごとに更新をかけるんですよ。そ
れと同じように、ここでは基本的に20年もちますよと。撤去も含めて持ちますけれども、あ
えて文章で出さないと。行政財産というのは1年ごとに更新しなければならないというのが基本
ですから、ですからこれ以外もあるんです、今までも。

これ以外の下の方でも、建物でも土地でも行政財産の目的外使用で貸しているところありま
す。じゃ、例えば松島には今ないんですけれども、美術館とかありますよね、そこに食堂と
か入っていますよね。あれは行政財産の目的外使用で貸している。じゃ、20年とか更新しま
すかという、20年めどでは貸しますよとはしますけれども、1年ごとに更新をかけるん
です、1年ごとに。そして、ある程度の期間がたったら、改めて募集のときに20年というのは
やりますけれども、ですから20年目に改めて公募するという形になりますので、期間を定め
ていないのが条例で、松島以外でもやっていますから、特別に20年というのは定めていない

と。基本は行政財産のためのものですから、そこに複数年というのは好ましくないという考えがあるんで、1年ごとに更新ということになります。

すっきりしないとは思いますが、1年ごとに更新するのが行政財産を目的外で使う場合というのは、そういう形になるということです。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 最後になります。

わざわざ資料において、建設や撤去工事期間を含めた二十数年間とうたっていたものですから、どうなんですかということでしたけれども、今後避難所の建設とか、いろんなものをつくっていく上で、その建物に太陽光をこういう形で設置しますと言われたときに問題が起きないように、ひとつお願いしておきたいと思います。終わります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） もう一つですけれども、これは県が出した記者発表なんですけれども、ここに20年と書いてあります。あと、市町村の屋根に使用料（賃借料）とありますけれども、賃借料は基本的にあり得ないと。行政財産の目的外使用ということに自治体ではなりません。

これは県で出した記者発表の資料なので、このまま訂正しないで出しているということです。

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

私から1点ほどで結構なんですけど、今言われた資料の1番目に事業内容としてありまして、その下になお書きで書いてあるところの点についてお尋ねしたいんです。

読んでみますと、住宅にお住まいの方は、停電時の日中において棟ごとに設置される設備から発電した電気の無償利用ができるように設置しますとなっているわけですね。この辺の考え方について、町はどのように捉えていますかというところです。

それと、あわせて申しわけございません。年間の使用料の額ということで、年額、平米50円以上として、これはあくまで町側と事業者側での使用料の契約行為だと思いますが、それが停電時と言いながら電気使用をもしした場合に、その辺の扱いについて町と入居者との関係での考え方についてはどのようにお考えになるかという点だけちょっとお尋ねしておきます。よろしくをお願いします。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 停電時使えるようにというのは、仕様書の中でそういう形で使用できるような形で提案してくださいとなってしていますので、そういった形ということで。た

だし、何といいますか、ソーラーですので太陽が出ている間しか使えないということで、曇りのときはもちろん電力量、発電量が落ちますし、雪が積もれば発電はしないと。夜はもちろんしないということで、蓄電池とかは一切備えませんので、日中結局携帯電話の充電とかそういった形でしか使えないという形になろうかと思います。

○議長（櫻井公一君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） あくまで、これは棟ですから大きな部分での意味合いだと思うんですけども、そういった電力会社が購入するまでの期間で、もし停電とか起きて入居者が使用する場合という想定を私はしたんですけども、そうではなくてというところのお話を今されたわけなんで、そういったことになる、あくまで入居者の、いわゆる不徳の利益というんですか、一時的にそういったことの緊急避難が見込めるよということをきちんと入居者と町との、いわゆる入居に当たっての仕様書にうたわれるという理解でいいということなんですんで、その確認。

○議長（櫻井公一君） 確認、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 停電になれば電気料は発生しませんので、一応この分というのはお住まいの方が、結局コンセントを用意しておきますよと、自由に使っていただいて結構ですという形なんです。ですから、住んでいる方が結局大した電力量でといいますか、太陽がガンガン照って、それでテレビはつくという形ぐらいにはなるかもしれないですけども、さほどないんですけども、一応停電時とかは自由に無償で使えるという形でございます。

災害公営住宅ということがありますので、基本的に停電になるといえば災害部分だということで、それは使えるようにしたいという考えで、一応パワーコンディショナーをつけて、そこから電気がとれるということにはなるという形でございます。

○議長（櫻井公一君） そういう書類を交わすのか。中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 基本的に先ほど言ったように、そういった仕様で設置してもらおうと。ソーラーパネルをそういった形で、その住民の人が災害時とか停電時に使えるような形での設計をしてもらって設置してもらおうという形で仕様書が一応なっていますので、それは一応義務づけられているという形でございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 質問ではありません。松島町の災害公営住宅の場合は52戸が対象として、そういった使用でもって電気設備等が設置されると。入居者については停電時にそういった利用対応ができるような機能を備えつけている状態でやられるという理解だということなん

ですね。

それで、使用料についてはあくまで停電時の扱いですから、それについては徴収も一切発生しないんだよという理解なんですよ。入居者に対してはそういった点のあれは出てこないという理解でいいんですかね。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 入居者については、停電したときに使ったから料金を取るかといったら、それはありません。無償で使うという形でございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 以上でございます。

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第82号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第82号財産の交換、譲与等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第83号 工事請負契約の変更について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第83号工事請負契約の変更についてを議題とします。

既に提案説明が終わっておりますが、本日、町当局から皆様方に説明資料が追加資料として出されております。質疑に入ります前に資料の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

それでは、説明を受けたいと思います。中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、23災15496号一級町道根廻・品井沼線道路災害復旧工事の変更について、追加の資料で補足説明させていただきます。

本日お配りしております資料をごらんいただきたいと思います。

のり面部分につきまして写真を追加しております。①が全体ののり面部分、②が拡大した写真でございます。こののり面部の崩壊に関しては、災害査定時には机上査定という形で行われておりまして、設計書と写真のみで査定を受けております。

のり面の崩壊がどのような形で起こったのか、地震での亀裂がどこまで入っているのかということは、土の中ということもありわかりませんでしたので、その影響範囲を推定した形で全体の1,300平方メートルを認めていただきました。

この山の土質につきましては、海上の凝灰岩質砂岩でありまして、塊状の軟岩がくっつき合っている状態の山でございます。今回の地震で表土部分を含め、弱い部分が崩れ落ちたということになります。

工事では、地震での亀裂を確認しながら作業を行い、その影響範囲を掘削、撤去した形となります。また、山の所有者については1名でありまして、承諾書をもらい施工しております。

赤色部分の300平方メートルの部分につきましては、地震での影響は見られませんでしたので、③、④の写真でわかるように部分的に草刈りをしたもので、写真を撮りましたので見ていただきたいと思いますけれども、約20年前にロックネットも施工されておりまして、安定しておりましたので、今回減額となったものであります。

変更契約の設計書作成に時間がかかりまして、今回の議案提出になったものであります。

以上で説明を終わらせていただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（櫻井公一君） 説明が終わりました。説明が終わりましたので、皆様方から質疑を受けたいと思ひます。質疑ございますか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 地元であつて、しばらく住民の皆さんにいつまでかかるんですかということは何度も何度も聞かれましたので、これから何であそこ残したんですかというのが聞かれるような気がしますので、質問いたしますけれども、この工事は事故繰り越しだよね。ということで、この事業に入る前に大分JRとの含めた関係者ですか、大分時間をかけて協議をしたわけでありまして。その時点で、この網のかかった分とか、そういうものでわからなかったのかなと思ひますよ。

非常に長い時間をかけたわけでありまして、その時点でもうこれで行くということになったのではないかと。そういうことでちゃんと県、国への申請を順序を踏んで始めた工事なのに、何で今さらということなんですけれども、説明を聞いていますとということなんですけれども、これも3日、4日前に金網を掘って調べたんだと思ひますけれども、24年前の資料があればわかったんだろうと思ひますけれども、無理やりにつけたような感じもしないではないんで

すが、その辺のところいかがなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 確かに時間が物すごくかかった中で、きちっと調査して確定したらよかったんじゃないかという部分もございますけれども、何分土の中ですので、掘ってみて亀裂がどこまで入っているかわからないという部分がございますして、まず重機を入れないとわからない部分がアッタと。それはJ R協議が終わって、きちっと仮設の土どめといいますか、安全な状態を確認しないと一応掘削に入れなかったということがありまして、時間がかかったということでございます。

それから、ネットについては、もう一度私たちも再度しっかりした写真を撮らなければならないということで、再度確認させていただいて、先週もう1回写真を確認で撮りに行って、一応確認して今回示させていただいたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 地権者1人だという説明がありましたけれども、1人ですか。崩れた部分も崩れない部分も1人の方ですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西課長。

○建設課長（中西 傳君） 崩れた部分も崩れない部分も、この山全体が1人の所有者ということでございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 例えばの話になって申しわけないんですが、わざわざ傾斜が同じなんだけれども、崩れたほうは段差をつけて2段にして、一方はそのまま残したということで、この部分を削る場合に写真で見てわかるとおり杉の木が植えてあるので、そのときに工事しますとなったときに、立木補償とか何か財産の補償をする必要が出てくるんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今回は、のりを削った部分については、1割5分で一応盛り土として、地山として安定勾配ということで1割5分で削らせていただきました。崩れていますので。土砂の部分も一応多いということですね。崩れていない部分はもともとが1割の山ということでございます。

削った部分が多い部分ですけれども、真ん中辺の青い部分になりますけれども、その部分については、所有者の部分まで入って掘削させていただいたという形でございます。その部分の立木の補償とかは一切しておりません。一応、それで了解をとっているということです。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） もっとも工事をやっていないから補償をしていないと思うんだけど、例えばした場合に、杉の木なんかを倒さなければならないので、それは補償する義務が生じるんですかということなんです。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 基本的に原則としまして人の財産ですので、基本的には補償するというのが原則だと思います。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） それはそれでわかりました。

繰越明許費事業というのは、財務大臣の許可が必要だとさきに捉えたような気がするんですが、それは必要ありませんか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今回の災害については、報告しておりますので許可をとっているという形でございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 繰り越し事業にしますという許可はとったと。それは事故繰り越しも同じことなんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 事故繰り越しも一応事故繰になりますよということで報告して訂正しておりますので、それで了解をとっているという形でございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 繰越明許と事故繰り越しの理由が同じではダメですよというような書き方をされている本がありました。やはり違った報告なんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 同じ報告でございます。人材不足、それから資材不足ということで時間がかかっているということで一応承認をいただいているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 通ったんっただければそれでいいんだと思いますけれども、わかりました。

改めて今度の工事の請負の変更というのはいつの時点で報告されたんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 金額の変更は、これから初めて議決になってそうなりましたということ、結果として報告するという形でございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 事後承認でいいんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） そのとおりでございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 土木関係の話というのは私はなかなかわからないので、ぜひ優しく教えるつもりで答えていただければと。

1つは、現状変更契約で工事をしなくなった部分については20年前の崖崩れの防止策ですか、これがやられていたということなんですが、現在施工が終わった部分については同じような施工はされていたのか、いなかったのか、20年前に。どうだったんでしょう。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） この部分はされておりませんでした。同じように今回の1割で緑化はされていましたが、もちろん。このラス張りといいますか、これはロックネットなんです。3番、4番という部分については岩盤を抑えるためのネットということで強いものなんですけれども、その部分は今回崩れた部分についてはなかったと。それが原因でそっちだけやられたんだろうと思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） ロックネットということで今お聞きしたわけですが、私ら素人目から見ると、今工事が終わった部分についてのほうがどちらかというと、崖崩れといいますか土砂崩れがしやすいように見えるんですね。

そして、赤く残っている部分のほうが高さの関係も含めて崩れ方としてはいいのかなという気がするんですが、20年前にどうして図面で赤い部分だけがそういう防止策が講じられたんでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） ここの部分については一度改良しているんですね。大型バスが通らなくてはならないということで、踏切に直角になるということで山を削っております。そのときに結局、一応今回もちょっと説明をしているんですけれども、岩軟で、基本的に岩ということで1割でいいだろうと、1割といいますと45度になりますけれども、それで一応安定

するということで、基本的には土質検査で出ていますので、岩盤と言って岩盤緑化だけをしたと。1割を削って岩緑をしたと。

ただし、今回は地震で揺れまして、もともと亀裂の多い岩盤といいますか、軟岩が重ね合わさったような形になりますので、土砂の部分ですね、特に上の部分とか、表土が厚い部分とか、土砂の部分を含めて部分的に弱い部分が崩れ落ちたという形になろうかと思います。

今回はそれを緩くしまして1割5分にしまして、安定勾配にして今回吹きつけをするという形でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。それで、私ら素人から考えると、まずせっかく予算もついてお金も来ていたということで、1割の傾斜をさらに削って1割5分にすると。傾斜角度が緩くなるということになれば、そういう点では安全度も多少増していくということになるわけですから、当然この赤い部分についても同じように施工して一向に構わなかったんではないかなと今思うんですが、これは国との関係、こういうやらなくてもいいということが後でわかったということになった場合に、それをわかっていながら施工したという場合に何か問題が起こり得るのか、その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 町で確認してそこは安全だという形になりましたので、それをそれ以上に仕事をするというのは税金の無駄遣いという形になろうかと思いますので、これはちょっと難しい話になってくるだろうと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 難しい話というんでなくて、国との関係ではどうなるんですかということころをもう少し具体的にお聞かせいただければ。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際にわかった時点で、当然私たちはやってなんということはわかっていますからできないということです。

わかった場合、悪意ですから、あと会計検査委員とかありますけれども、税金の無駄遣いと言いましたけれども、補助金の返還ということになります。それがわかっていてやるというのは悪質になりますから非常に問題があるということです。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） それで、現状崩れてもいけませんけれども、これは安全ということの確認

というのは何か特別のことをやって安全確認をされたんですか。その辺はどうなんでしょう。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） もともと安全の勾配で施工しているんですね、基本的には、その時点です。ロックネットもしているという部分で、今回の地震でも崩れなかったという部分が大きな安全の証になろうかと思えますけれども、基本的にはそれで落ちついていると。自然的に緑化といいますか、自然化されているという部分では安定したのり面と判断しております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） そうすると、特別な調査とかなんとかしないで、現状を見て目視で安全だろうと。こういう判断だということなんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 先ほども言ったように、亀裂がそこまでいって崩れ落ちそうかという部分は一応確認しておりますので、それがないといった部分と、今現在がもともとの形で安全だという判断をしているということです。もともとはつくるときは安全につくっているわけですね。きちっと確認して、例えば軟岩ですと1割に削りなさいとかという基準がありますので、それに基づいて一応やっているということです。それが今回の震災でも崩れ落ちていないといった部分では安全だという形でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 安全なものだから安全だと言われても、もともとこの崩れたところも多分安全勾配で削ったところなんだろうと思うんですよ、もともとはね。それで崩れたと。今回は一部が崩れなかったと。だから安全なんだと。こういう理屈になっているんですが、どこまで安全なのかというのはよくわからないんですが、結局これを確認したのはいつなんですか。安全だということを確認したのは。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 重機が登って掘削していった亀裂がどこまで入っているかという部分を確認しながら仕事をさせていただいておりますので、その時点という形になります。工事中という形になります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、赤間参事。

○参事兼建設班長（赤間春夫君） 切り土をやりながら亀裂の箇所をとってきて確認をしておりますので、その辺の切り土が終わったのは大体6月ごろという形になりますので、そのころ

に確認をしております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 切り土をやりながらということなんです、この部分はずっと草に覆われていて、多分いたと思うんですよ、私。私も時々通ってみましたけれども。6月の時点で重機を使って切り崩していった、その時点で確認したということなんですけれども、それはそれ以前には確認できなかったんですか。そういう作業はしないで工事をしていたということなんですか。

先ほど予算が来るときには机上プランでやったからこういうことになったんだよということなので、実際に工事を発注する段階ではそういう作業というのはしないんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） ですから、現場に重機が入っていった掘削しながら確認してという形ですね。悪いとなってくればそっちまで取らなければならないという部分がまた崩れますという形になりますので、そういった部分を崩しながらだんだん下までおりてくるという形なんですね。それで一応確認していると。崩れるときはやはり上の部分が一番崩れているという部分がありまして、草は生えていません、崩れたままでなっています。（「崩れてないところだよ」の声あり）崩れていないところですか、済みません。

崩れていない部分については、そういった部分の亀裂が結局そっちまで及んでいるかどうか、膨らんでいるかという部分を確認していかないと、何と言いますかね、少しこっち側に来ているとか、道路側にのり面が少し膨らんでいるとか、そういった部分とか、亀裂が入って雨が降った場合に次に崩れると、二次被害みたいな形が起きるんじゃないかという部分の心配がございますので、そういった部分を確認しているということになります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 通常は工事を発注するよというときは、普通ボーリングだとか土質だとかの調査をしながら、このぐらいの費用がかかるだろうという見通しを最終的につくるんだと思うんですが、こういう場合はそれは後回しなんですか。

最初の机上プランで予算額が決まって工事を発注するのか、通常は予算が決まっても工事を発注する際にもう1回きちんと工事の中身を精査しながら発注予定額というのを決めて入札なり何なりするんじゃないかと思うんですよ。

そうすると、その後から工事していて安定勾配がわかったからその分変更契約だよというこ

とがおかしいんじゃないかという気がするので聞いているわけね。

違いますか。実際上は工事を発注するときはその事業全体に係る費用は幾らかと算出するわけでしょう。そのときに土質なり何なりをきちんと見て発注すべきものなのではないかと。それをやらないで発注したんですかと、そうすると。ちょっと歩いてみればここは崩れている箇所だよと、ここは崩れなかった場所だよとわかるわけでしょう、現場に行けば。だったらなぜ崩れなかったのかというのは、以前にもロックネットをやったから崩れなかったと。今回もそれでもったんだというのはわかるわけでしょう。そういうわかったことを含めて、予算に反映させるべきではなかったんじゃないかなと思うわけですよ。

そうすれば今回のような変更契約というのは最初から生じなかったと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） いろいろありまして、災害査定、今回数多くあったんで、査定価格も机上査定という形で全地区そういった形で設計書と写真だけということもありまして、一応基本的には、査定を受けたものでしか設計発注できないんです。単価構成だけなんです、最初の発注がですね。あとは、内容変更は30%以内は自治体の変更でやると。軽微な変更という形でやりますからということで処理するような形なんです。実務上は一応そんな形になってきます。

今野さんが言われるように、事前にきちっとボーリングしたり調査してやったらいいんじゃないか。そこまでの予算は一応もらっていませんので、基本的には見た目というのはあれですけれども、もしかしてこっちまで来た場合はもっと金かかってしまうんで、余計な分とは失礼なんですけれども、少し余裕を持ってといいますか、余裕幅を持っていないと後で金が足りなくなってしまうという部分があったりしますんで、それはそれで査定でお金をもらっておくということが必要なんです。それで今回のような発注をしているという形になります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 言っていることはわからないわけじゃないんですが、すごく削らないとわからないのかなと。現状は何も変わっていないんですね、赤の部分で残したところはね。だから、言ってみれば、工事が入る前にここは手をつけなくていいんじゃないのということがわかるんじゃないかという気がするわけ、素人だから私はね。そうすると、査定でそうしたからだと言われるけれども、そこまで取らなくてもよかったのかなとして見えるわけですよ。

災害の発注の仕方というのは机上の査定額で発注するんだということであればいたし方ないのかなという気はしますが、行ってみれば、すぐわかるようなことがね、こうなっちゃうのかなと思うんですよね。

ここで繰り返してもしょうがないのでやめますけれども、非常にそういう点ではどうなのかという思いがいたしました。以上で終わります。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑はございますか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） それでは私のほうからお尋ねいたします。

まず、この道路としての行政財産としての所有区分についてお尋ねしたいんですが、実際の車道部分とのり面、今回災害復旧として手を加えている、水色っぽい色で塗られていますね。それと今事業地から今回減工して除くと言った部分、それから若干こちらの方、――さんという方だったかな、白地でのり面の形態を有している部分、これは境界点的にはどう捉えているんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） ここは道路改良をした部分でして、そのときはのり面まで町の所有ということでございます。ですから、ぐるっと表面の舗装以外にのり面の部分まで、白地の部分も含めてのりの上までということです。

ただ、今回は青の部分で少し入り組んでいますけれども、その部分は一応個人からの承諾してもらって、削らせてくれという形で了解を得ているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 境界はそのような形でのりを含んで町の道路財産の一部分ですよと理解するということですね。

それから、高さ5メートルに1段ずつの犬走りが走っているように見受けられるんですが、今回仕事としてかかった部分、ここの部分の子段については何か排水対策としてはきちんとなされたと。あるいは今後吹きつけで完成形に持っていく間で水抜きパイプとか何かが入ってくるんですか。それを受ける排水は下流というか、道路にある側溝が受けることになるという理解でいいんですか。そういう理解でちょっと確認させてください。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 原状復旧ですので、基本的にはもともとのもり面を保護したときには一応側溝とか排水施設はありませんので、同じ形で今回やるという形ですので、今回排水設備という部分はしないで施工するという形でございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 災害復旧は原状復旧だということで、さらなる災害助長にならないようにという前提を持っているとしても排水等はのり点なり、中間の犬走りとかそういったものには設けないということですね。

それから、のり面吹きつけしたとしても、水抜きパイプ類とかそういった排水対策も網羅しないという理解でいいんですか。

○議長（櫻井公一君） 再確認、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 現場対応として、例えば水が吹いているとかそういうところは施工上支障がありますので、もちろんパイプを入れたりとか水抜きパイプとか暗渠パイプ入れて施工するという部分が部分的に出てきますけれども、この場合は写真でも見てのとおり南斜面で水が吹いてくるとい部分が見受けられないということもありますので、そのまま原形復旧という形でございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） それでは、夏の間はそういったことでしょうけれども、冬場についてのそういった凍害とかそういった対策としての排水処置は必要ないという理解で進んだという理解ですね。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） そのように考えて施工しているということでございます。

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第83号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第83号工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

ここで議事進行上、休憩をとりたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）再開を11時10分といたします。

午前10時57分 休 憩

午前11時10分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第5 議案第84号 平成26年度松島町一般会計補正予算（第4号）について
○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第84号平成26年度松島町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 2、3伺いたいと思いますけれども、まず民生費。先ほども議論になりました公営住宅に関する質問をさせていただきます。

今回、予算では480万円と出ております。そういう中で今回民間借り上げなさっている避難者がやった場合32軒対象です。それが480万円ですよということですね。それはいいですね。

ということで、52軒です、今度は。そのうちあと20軒はどうするのかということであります。あとの20軒はそれ以外の人たちだと思うんですけども、そのような方は民間住宅に今入っていない方という認識でよろしいんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） これにつきましては、現在みなしとして入居されている方、これにつきましては41世帯現在あります。その中で私どもで調査させていただきまして、32世帯の方が災害公営住宅に入居したいということになります。52軒の災害公営住宅がありますけれども、そこは一応41世帯のところ私ども今、判断させていただいているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 41世帯がみなしだと。そのうちの32軒が入居したいと、こういうご要望ですね。それじゃ、その残りですね、もし入りたいというようなことがあると。その方はみなしの部分で入っていないということであります。私はこういうふうに予算を立てればやはり残りの部分、残りの20世帯部分ですね、これも予算化、どのような考え方をなさっているのか。全く考えないよということでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 私どもはこのみなし住宅41世帯、先ほど32世帯が災害公営住宅

と申しました。さて、残りの9件についてはどうだということになりますと、新しく家を建築、購入される方が3世帯、一般の民間の借り上げ、今住んでいるところを引き続きということになるとと思いますが、賃貸で3世帯、そして一応未定という方がおるんですが、未定が3軒ありまして、これにつきましては災害公営住宅は入居は現在のところは希望しないけれども、まだ方向性は3世帯の中では決まっていないという状況にあります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 9世帯は今聞きました。この間入居の申し込みそこでやっていましたね。そういうときどのぐらいの希望者、この9世帯も入っているわけですか。全く来なくて、この間は何件ぐらいの申し込みがご相談に見えたんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） この間の申し込みの抽せん会ということで、建設課で実際入っていただく場所を、1LDKか2DKかということで、地番もこの位置に入りたいということでの抽せん会をさせていただきました。

来られた方はその中で27名の方が一応いらっしゃっております。その方については基本的に仮という形になりますけれども、ここの場所に入りたいと明確に抽せん会をして決めています。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） その27世帯というのは、このみなし世帯、そっちのほうなんですか。でなかったら別に対象外の人にも来ているということでございますか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今回います41名の方がみなし世帯に入っているということで、その方は一応対象にしています。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） それ以外の方が仮に申し込みをしないと。申込件数に満たなかった、仮にですよ、今回のやつ。その場合はどのような対策をとるわけですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） その場合といいますか、それを見越しまして、今回9月の広報で仮申し込みという形で、災害を受けた方で全壊の方。何といいますか、基本的に入れる方といいますか、条件ございますので、条件に合った方々を対象に9月の広報で一応示しております、入りたいという方は公募しましたので仮申し込みしてくださいという形で広報に上げ

ています。

ですから、ちょっと分けて考えていただきまして、今災害公営住宅としてみなし仮設として入っている方は一応その人は抽せん会なしといいますが、自動的に入れる条件になりますので入っていただきたいということで、まず優先してという形で仮の抽せん会をさせていただいて場所を決めさせていただいたと。残りの分が約20戸になりますので、その方は一応仮申し込みをこれからしていくと。町内優先で一応考えていくという形でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） たまたま下であるときちょうど議会の一般質問の締め切りだったものですから来たら、帰りに下である人と会いまして、申込みしたんですけれども、やはりどうしても広いところ欲しいんですよね、3LD、そっちが欲しいと。ところが、なかなか希望者多いみたいだねというようなことで。そういうことで、やはり今のほうがよかったと。今住んでいる住宅のほうがいいと、アパートとか。それでどうしても余ったと、入居者に満たなかったと、今回のやつ。そういう可能性はなきにしもあらずなんですけれども、どのように、完全に埋まるというお見通しですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 結構問い合わせがありまして、埋まると言ったら失礼ですけども、埋まるだろうなどは考えています。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） それを念願するわけですけども、それを当然しなければならないと思うんですけども、もし余った場合、入居者がいなかった場合、このような対策も考えておかなければならない。そのようなことだと思うんですね。

今その中で、申し込みの中で、今まで松島町民、あとは東松島から入ってきている現在アパートや何かにお住まいになっている方もいらっしゃると思うんですけども、その割合というのはどのぐらいになっているんですか。申し込みの中で。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） これについては、ですから今9月の広報で示したばかりですので、これから仮申し込みをしていただいて、一応どうなるかという形になろうかと思います。町内優先ということで考えておりますので、まずは町内の方々を対象に一応埋まるかどうかという形で考えております。

それが埋まらないということがあれば、隣接市町村とかそういった形で募集を広げていくと

いう形で考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） もう1回戻りますけれども、やはり今回の補助、32軒分、これを全部に広げてぜひこれから検討していただきたいのと、このように思うんですね。

やはり同じ住宅に入る。いろんな諸条件はあると思うんです。でも残念ながら家がなくなったり、住めない状況の中で、今まで苦しい状況の中にいたわけでございますから、やはりその辺の温かいそういう気持ちを持って新しい住宅に入っていいただければありがたいのかなと思っておりますので、その辺の考え方がでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに今回みなしの仮設住宅というか、アパートに入っていた方が対象ですけれども、当然それ以外に住んでいた方も対象にということで拡大は考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） よろしく願い申し上げます。

次ですけれども、内町線なんですね、内町線のことであります。

その前に、ごめんなさい。商工費商工振興費の提案理由書の中に、国の市町村消費者行政活性化事業メニューが拡大されたことに伴い、消費者問題に関する啓発用パンフレットの作成に係る経費だと。このように理由が書かれておりますけれども、この市町村行政の活性化事業のメニューが拡大されたというのはどのような事業が拡大されたわけございましょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長兼観光班長（阿部礼子君） 伊藤参事のほうで答弁をさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 伊藤参事兼産業振興班長。

○参事兼産業振興班長（伊藤政宏君） 今回、消費生活の県の補助金が25年度に比べますと80万ぐらい減額となりまして、そのために成人向けあるいは高齢者向け用のパンフレットの作成が当初予算化することができなかったという事情がございます。それで、今回県の補正予算の増額に伴いまして、補正をさせていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そうですね、25年度はそうように減額になっていたというようなことであります。それが活性化の事業の成人向けのパンフレットだということでもありますけれども、このパンフレット、申しわけないんですけれども、啓発用のパンフレットというのはどのような内容だったんですか。

○議長（櫻井公一君） 伊藤参事。

○参事兼産業振興班長（伊藤政宏君） これから購入するものでございますので、おおむねこういったようなパンフレットでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員、今提示していますのでちょっと見てください。（「下に行けばありますね」の声あり）色川議員。

○10番（色川晴夫君） 済みません。下に行けばわかると思います。

今、これ県がやると。県に委託するんだというようなことであります。そういう中で委託ということで、この中に消耗品と書かれているんですね、予算の計上の中に。松島町で印刷するわけではなく委託だということで、だから消耗品という扱いだったんですか。普通だったら印刷製本ということでいろんなことの名目あるわけなんですけれども、どのような取り扱いなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 伊藤参事。

○参事兼産業振興班長（伊藤政宏君） 委託ということではございません。町で県の補助金をもらって購入をするということでございます。それで今、印刷製本費ではないのかというご質問でございますが、あくまでも今回でき合いのもののパンフレットの購入ということで、参考図書の歳入歳出科目解説の中に、新聞雑誌等についてはでき合いになるので消耗品ということで、逆に印刷製本費であれば、パンフレット等の印刷代ということに記載をされておりますので、今回はでき合いのものの購入ということで消耗品に計上させていただきました。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。

続きまして、道路の部分で寺町の部分でございます。いよいよあの工事が始まりました。本当に地域の人もうやっと始まってありがたいという気持ちであります。

そういう中で、今度の計上はフットライトと上のやつだということであります。

今、高いやつは今までの寺町のような形状だと思うんですけれども、下の部分ですね、大体あれの大きさでよろしいんですか、高さは。今寺町で使っている高さ。

それから、もう一つ、当然今LEDに皆変換しておりますけれども、今回の場合も当然そのような形に、LEDで皆対応するのかなと思いますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 赤間参事兼建設班長。

○参事兼建設班長（赤間春夫君） 照明灯につきましては、高いほうの照明灯になりますと、そ

ちらのほうは今既存についています寺町の照明灯と同じものと考えております。

今ついておりますのは、高い照明灯はＬＥＤになっておりませんが、電球はＬＥＤの照明灯で、ソーラーではなくて配電式のＬＥＤの照明灯、電気をもらうタイプですね。電柱から電線を引っ張ってつけるタイプという形でＬＥＤで計画しております。

フットライトにつきましては、高いほうのフットライトですね。軒端の目線についている低いフットライトではなくて、瑞巖寺線についている１メートルぐらいのフットライトで計画しております。高さ的にはですね。こちらのフットライトは今ソーラーというのがはやりになってきておりまして、ソーラータイプのＬＥＤライトという形で今のところは計画しております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ソーラータイプのＬＥＤと。仮にずっと天気が悪くて、３日も４日もお日様が出なかったと。そのようなことでも蓄電は大丈夫なんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 赤間参事。

○参事兼建設班長（赤間春夫君） 今、実は試供品というか、メーカーから取り寄せしております。役場の裏の玄関口のところに置いて実験をしております。明るさにもよるんですけども、８時間点灯はするという形で１日充電して１日８時間の点灯は今できるという形ですので、毎日夜帰るときに見ていますと、ちょっと曇りのときでもついておりましたので、その辺は大丈夫だと思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今月の松島の広報にも地元の業者が、夏井の裏側に住んでいる人がソーラーシステム開発して、町の事業の中に取り入れられていると。そういう中で、地元の業者もそのように頑張っていらっしゃる方もいらっしゃる。そういう業者さんに使うかどうかわかりませんが、やはりそういう最先端の技術を松島の中に入れていくということはいい試みだと思っております。

そして、このような住民との話し合いというんですか、このようなことは当然なさってからの施工かなと思いますけれども、全部集めて、そういうことではないと思いますけれども、行政委員さんとか、そういう方のお話とか提案とか、このようにしてほしいというご要望とか、そういうものがこの部分に組み入れられているのかどうかです。お聞かせをください。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 当初説明会をさせていただいて、街灯があった部分についてはその

まま街灯をつけてほしいという部分と、フットライトはかなり要望が多くて、自分の玄関先を照らすということなので、皆さんが「おらいのうちの前」ということでありましたので、その辺は役場で整理をしてつけたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、今回図面のとおり電気をやってもら、これでもって明るさは大丈夫かなということなんですけれども、今までの寺町、あのぐらいの感覚でいくのか、どうなんでしょうか。

それで、明るさは防犯上の明るさとかそういうことも含めて対応は大丈夫なんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 寺町にふさわしい明りの強さになろうかと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そのように配慮していただければ本当にありがたいと思っておりますので、これちょっと関連します。

せっかく今度石畳がまた新しく立派になります。施工をちゃんとしてください。これをお願いします。実は大宮司米屋さんからまだ軒端屋さん円通院の前まで、去年またやっていただきました。立派に直していただいたんですよ。ところがまた、大宮司さんから軒端屋さんまで、もう皆さん走っていてわかると思いますけれども、またでこぼこ、がたがた大変です。せっかく直してもらってまたそのとおりです。何回もこれ言いますけれども、第1回目の施工をやったとき、うちの駐車場、萩の月さんから円通院の角まで、あそこはぴちっとしています。ぴちっとしています。それぐらい違うんですよ、工事の施工が。ということで、今回あそこも結構人、車が通る。寺町みたいな車の多さではないと思いますけれども、その辺の石畳ですね、これをぴちっと施工していただかないと、また今度は住宅が密集していますから、あの辺。がたがたというんではせっかくの町長の思い、皆さんの思いが無になると。逆に逆なでになることがあるかもしれません。そういう意味を込めて、ぴちっと施工していただきたいと、このように思いますので、その辺よろしく願いして、かたい決意をよろしく願います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） おっしゃるとおりでございます。がんばってやらさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そのように、課長よろしく願いをしたいと思います。

こんなもんです。済みません。これで終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。5 番後藤良郎議員。

○5 番（後藤良郎君） 後藤でございます。

災害公営住宅、ちょっと色川さんとは違う視点になるかと思えますけれども、関連でお聞きをさせていただきます。

みなし41軒で、32軒の方が公営住宅に入る場合は引っ越し費用が出るというのは、大変すばらしい内容だなと思います。ただ、その中である方からちょっと聞かれまして答えられなかったんで、ここでお聞きをします。

多分、先ほどお話あった新しく家を建てる方3軒いるとおっしゃっていましたが、その方だと思います。その方も引っ越しされたようで、引っ越しの費用がそれなりにかかっているのだという話を私も言われまして、ちょっと返答できなかったんです。きょうはちょうどいい機会であったので、ここでお聞きをします。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 災害公営住宅以外の方、先ほど新築を予定されている方3軒おりますと申し上げました。これにつきましては、国の被災者生活再建支援金というものがございまして、こういったみなしとかそういった方が、今度新築する場合には200万円の助成が出るというものでございまして、そちら新築される方にはこちらでそういう周知をしながらこの制度を活用していただきたいと思いますと思っております。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○5 番（後藤良郎君） それは私も承知をしています。ただ、同じ入居するスタイルは違っていても引っ越しという部分では私違うんじゃないかなと、ずっと相談を受けてから思っていました。確かに支援金云々というのは我々今までこの中でも話を聞いていましたので、わかっていましたけれども、同じように引っ越しという部分では、経済的に負担はかかりますので、やはりその辺は公平性という観点から、やはり同じように軽減はされるべきではないのかなと、そう思いますけれども、考えはないでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 実はこの国の制度の被災者再建支援金になりますと、一応公営住宅に入るときにはこの国の制度がないんですね。そのためにあらかじめ市町村でこういった災害公営住宅に入る場合は引っ越し費用と。逆に言えばこちらのほうが公平性というかそういったものを保っているという感じで、町としてこの予算を計上させていただくというこ

とです。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○5番（後藤良郎君） それはまた違うんじゃないかなと思います。ぜひもしその仕組み的に町のほうでそういう気持ちがある中でもしそういう壁があるのであれば、そこを取っ払ってその部分だけでもそんなに世帯がおりませんので、何か仕組みをつくって、そういう方向性にはならないんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 国とかそういうところで新しく建てた場合とか支援があるという場合は何ですけれども、それが無い場合、町でどうしようかということで先ほどの災害公営住宅に引っ越した場合何もないものですから、そういう方ということで公平性というか、何も出ないところは町である程度救わなければならない。救うというか出さなければならないのかなということなんで、新しく建てた場合というのはお金は入用ありますけれども、ちゃんと国とかの制度もありますから、そちらはそれでということでそれは考えておりません。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○5番（後藤良郎君） 支援金の部分は、建てる部分の家屋に対する中身が多いんじゃないかと思うんです。それであくまでも引っ越しというのは内容が違うと思うので、やはりそこは一考あるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 購入とかトータル的に全体的に考えて国の制度とかある場合ということなので、1個1個引っ越しとか、家具を買うとか、建物を建てるとか、それで1個1個ということじゃなくて、トータル的にある場合はそれと。ない場合はということで、今回町で単独で支援をさせていただきたいということでございます。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。1番澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫君） 1番澁谷でございます。

2つほどお尋ねいたします。

1つは、旧高城公会堂解体事業でございますが、このたび未計上額が発覚しまして追加ということになっているわけですが、その中で諸経費というのがありますけれども、544万という内容ですね、大まかなもので結構でございますので、お知らせください。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 諸経費ということで、消費税相当分の話

でありませんで、諸経費。通常で言えば、現場的な管理、それから一般的な管理、そういうものを合わせていくと、パーセントでちょっとあれですけども、二、三十パーセントになります。これは通常土木ですと60とか70%ですけども、建築の場合は複合単価で組んでいるものですから、複合あるいは総合単価で組んでいますので、経費的なものだけでいきますと、大体二、三十パーセント。これが一般管理費であったり、現場管理費であったり、いろんな会社のいろんな経費であったり、そういうことを含んで今言ったような五百何十万の経費となります。

○議長（櫻井公一君） 澁谷議員。

○1 番（澁谷秀夫君） 総建設費の約2割か3割だということが諸経費として計上されるということですね。

もう1点ですが、災害公営住宅入居支援事業の中で、支援内容等見ますと、基礎額10万円に対して1人ふえることに2万円ずつ加算していきますよということなんですが、5人以上世帯はなぜかこれは10万円とした理由にしてお伺いします。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この加算額の基本的な考え方なんですが、一応引っ越しにかかる費用というものがインターネットの中で民間で出している金額があるんですね。それは時期的によって金額が違うんですが、それが一応高い3月か4月のところで見させていただいたところ、これをベースにはいたしております。5人以上と、引っ越し費用についても、一応5人以上というもので同じ金額になるんですね。そういったところで、ここの5人以上の価格で言いますと16万8,000円がおおむね民間で出している平均の引っ越し費用というもので、これも基本的に入れて5人以上というもので定めているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 澁谷議員。

○1 番（澁谷秀夫君） 今の答弁で理解はできるんですけども、4世帯だけしかないわけですので、ちなみに何名になるかわかりませんが、町単独では2万円プラスしてもよかったのではないかなという考えがしますが。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 全部世帯人数ということなんですけれども、基本的に引っ越しにかかるのは幾らかというと、例えば1人世帯単身でも2人でも、実際は12万とかかからないと。7万前後と。プラスアルファということも考慮してうちのほうでは上げている。

ある自治体では世帯数関係なく単独で出している。ただ、多賀城は私たちが考えられない数

値ということなんですけれども、それは国からの財源があって使い道というのがここに集中的にやったというのが多賀城市でありまして、うちのほうでぎりぎりの引っ越し費用ではなくて、プラスアルファでやっているんでご理解願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 1つは、4ページ、子育て緊急確保事業補助金ということで、それぞれ国と県から313万1,000円来て、子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金ということで420万7,000円県補助金を減額した。こういう中身になっているわけなんですけど、差し引きで200万円ほど、単純計算すれば残るということになるんですけど、実際に事業の歳出を見ても、事業が拡大されたわけでもないということになっているわけなんです。できれば、せっかく来た補助金を丸々生かすということも必要だったのではないのかなと。そんなことは考えなかったのかなと思ったものですから、その辺についての考え方をお聞きしていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この歳入の中身でございますが、この事業につきましては、平成26年度の当初におきましては、県の補助事業として認められて一応予算計上はさせていただいております。

それで、このたび国の保育緊急確保事業ということが、来年の子育て新制度の一応前倒しという形で、この事業が26年度に制度が入ってまいりました。それによりまして、早ければ今まで国で見なかったものをここで、この事業に対しては見ますよということになります。

それで、県は減額になっておりますが、補助の県民生費で言いますと313万1,000円、そして、前のページに国庫補助金といたしまして、同じく保育緊急確保事業費補助金313万1,000円ということで、確かに今野議員がおっしゃるとおり財源的には205万ほどこれによって一応増にはなっております。私ども、これがふえるに当たって、結果的にはこの事業の拡大とか、そういった新しい事業とかいうものではなくて、一応対象の事業費といたしまして、全体では930万ほどこの補助対象事業があるわけで、その事業に今回は充当させていただいたということでご理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 充当したというのは非常に格好いい言い方でありまして、言ってみれば補助分で来た分205万ですか、今差額が出るというお話なんですけど、言ってみれば通常一般財源から出ていたものが減ったと、その分ですね。ということで、町としては当然余分なお金

が入って一般会計として残した。使わなければ財政調整基金に積むと、こういう話になっていくのかなと思うんですが、できればやはり今子育て支援というのは非常に大事な課題になっているわけですね。国もいろいろな形でそれを支援しようということでやっているんですが、きょうも全員協議会でありますけれども、松島町の人口対策ですね、この面でも子育て支援というのは非常に私は大事なことになると思うし、定住促進ということを考えても大事なことだと。そうすると、こういったせっかく来た補助金をやはりそういった子育ての支援の方向で充実をさせるという考え方は本当に大事だと思うんですよ。

だから、補助金が余計にきたからこっちを少し減らして事業の枠を同じ枠でということじゃなくて、全体事業費今930万円ぐらいと言いましたけれども、やはりプラス200万で1,130万円の事業にして対応するという考え方も大事だったんじゃないのかなと、こう思うわけです。

ぜひそういう考え方で来年度以降も多分同じような補助金がもしかすると来るのかなという気もしますので、その辺についてどうなっているのか教えていただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） これにつきまして、今度の予算の中では反映しませんでしたけれども、来年度につきましては、ちょっと担当者とも話をしまして、子育ての今の事業さらに拡大するか、そして新たな事業というものでその辺は取り組みをさせていただきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 子育て支援の事業はいろいろやり方があると思うので、新しいものであっても構わないと思うんですが、ぜひそういう予算を十分に使っていただいて、子育ての支援というものの充実をぜひ図っていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

次なんです、住民情報システムですね、関係で改修工事があるわけでありましたが、説明をお聞きしますと、一般会計の部分でのシステム改修の分と、それから特別会計ですか、国保だとか後期高齢者だとか、介護だとかいったところも入るのかと思うんですが、そのシステム改修については来年度になるのかなと思うんですが、来年度の予算というのは一体どれぐらいになるのか。

それから、来年度行われるであろう国保、後期高齢者、介護等々のシステムの改修ということは、実際上はどう関係するものなんでしょうかね。どういったことがシステム改修によって国に情報として提供されるようになるのか。国保、後期高齢者、それから介護も入っていると思うんですが、その辺の中身を教えていただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） ことしやりますのは、介護システムの改修を除いて全ての特別会計も含めた改修を行います。ことし分については960万4,000円ということで計上はさせていただいております。来年度につきましては、ちょっと数字は今持っていないんですが、後ほどお知らせしたいと思います。

来年の分については国からまだ話としてはこのぐらいを上限としてというのはないので、私どもとしては、まだつかみかねる状況ではありますが、そんな形です。

どういうふうにということでしたが、この間も全員協議会でお話したかと思うんですが、住民一人一人12桁の番号が振られ、中間サーバーを通して自治体同士のやりとりができると。これは全てのシステムでできるという形であります。その情報を渡したり何だりするとき、12桁の番号でやるのではなく、新たな特別な番号が振られます。それでやりとりがされるということで、その12桁の番号があっち行ったりこっち来たりするというのではないと聞いております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 先ほど後期高齢とか国保とかという話がありましたけれども、その改修で一応新たな番号が入って、町民の方が受け付けの際にこの方は後期高齢のある人、この人は国民健康がある人という手続上では、そういった利便性がよくなるというのはそれになると思う。改修の中身についてはこれからになると思うんですね。

一応、来年10月に全国民に対して皆付番されるわけで、それを一斉に来年の10月に町民においても付番が振られるという中身になってくると思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） それで、今お話があったんですが、国保、後期高齢者、介護保険といったところでの情報を、言ってみれば国が一元的に管理するわけですから、情報の集約をしていくわけですね。その情報の中身については全然わからないんですか。何々を提供するのか。特別な番号をつけて、サーバーを通して国に情報を流してやるわけでしょう、言ってみればね。そのときの情報の中身ですね、何々なのか。一般的に住基情報では4情報、氏名、年齢、性別、生年月日ですか、これは今では流せる状況になっているわけですが、それ以外の情報を今度流すわけでしょう。その流す情報というのは何々なのか。それは国保だとか、後期高齢者だとか、介護だとか、そういうところではどういう情報を流すことになっているのか、その辺おわかりでした教えてください。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） そういった各保険の情報につきましては、被保険者でいるか否かというものがその情報として載ることになると思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 例えば私が国保の保険を使って病院に行きましたと。そのときにどれだけの医療費がかかりました。こういうことが当然あるわけですね、情報としてはね。そういう情報というのは流れていかないんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 私が認識しているのは先ほど言った被保険者であるか否か、医療費とかそういった面については情報には載らないだろうと今現在認識は持っています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、今現在の認識だということなんですが、それがどの辺まで情報として流れていくかということについては今の段階では不確かだと、こういうことになるんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 具体的に各項目の情報の提供については、国で示している状況ではないんですね。だから、私もそのぐらいが私の考えとしてそういう考えになるということとです。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） やはりどんな情報が行ったり、どういう形で出されるのかというのは極めて心配なことだと私は思います。

それで、言ってみれば先ほどからお話にあるように、来年の10月から12桁の番号を一人一人に振り分けてマイナンバーと。こういうことでやっていきますよと。こういうことになるわけですね。そして税金と社会保障、それからそれらに関する個人の情報を一括して国で管理できるようなシステムにしていこう、こうなるわけですね。

そうしますと、何が起きるかということ、国が考えていることはいつも大体同じなんですが、徴税の強化、税金集めの強化をしますよと。それから医療だとか介護だとか、そういった関係の給付の抑制をするよと、こういうことにどうしてもつながっていつてしまうのかなと今思います。

あわせて今お話ししたような個人の情報、プライバシーにかかわる部分も含めて国に情報が

集約されていく可能性が非常に大きいのではないかなと。こういうことも懸念をするわけです。

なおさらベネッセの問題のようにたくさんの情報が本当に短時間で漏えいしてしまうと。こういうこともあり得るわけなので、非常に今のお話を聞いていても、どこまで個人の情報の管理というのがされるのかということについては本当に心配をせざるを得ないという気持ちでいるわけなんです。

町長さん初め執行者側の皆さんは、国で法律で決まったことなのでやらざるを得ないんだと。これはシステム改修は当然のやらなければいけない仕事なんだと。こういうことではあるかとは思いますが、実際に町民のプライバシーであったり、情報であったりというものをどこまで守れるのかということについて、どこまで心配をされているのか、その辺どうなんでしょう、その辺について町の考えをお伺いしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今情報社会ということで、コンピューターを使ったり、いろんな媒体を使ったりしてやっているという現状があって、社会もそれにそういう方向で動いているし、行政もそういう方向で動くと。大きな流れではそういったことなのかなと思います。

ご心配のようにいろんな事故というのは想定はされるんですが、そういったものをなるべく少なくするような手だて、技術的な手だてをして、この文明の利器を使っていくということにならざるを得ないのではないかなと思っています。

これまでも、ベネッセもあったり、こういう国民ナンバーでもってエストニアの例とか話がちらちらとは聞くんですけれども、そういったことが今失敗としてあるので、失敗を生かして失敗しないように一つ一つ虫取りをしていくというか、そういったことが必要なんだろうなとは思っておりますが、そういう危ないことがあるんでやらないという選択はちょっとないと思っていますので、事故がないようにとにかくふぐあいを出さないようにしていくように努力するという事しかないと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） できるだけ少なくすると。こういうことにしか答えはならないのかなという気も確かにしないわけではないんですが、松島の町の中で住基ネットだよと。そこから4情報を出すよと。こういうことも今まであって、住基ネットシステムというのをつくってきた。そのときも全国でいろんな議論がされて、幾つかの自治体では住基ネットへの接続はしませんよということで、しない地方自治体も出た。こういうこともあったわけですね。今

回もそういうことができるかどうかは別問題ですけれども、やはり個人の情報をどう守れるのかということについては、やはり地方自治体のところとしては非常に気を使うべき私は中身なのではないかなと思っています。

特に今度は国が一元的にこれを管理をしていくということになりますと、まさに国家権力が個人の情報を握るということにつながっていくわけですから、それ自体は私は非常に恐ろしいことだと、こう思います。そういう点で、できるだけマイナンバー制というんですか、こういうものはやらないほうがいいかと常々、この前の全員協議会でも申し上げましたけれども、思っているものですから、非常に不安を持っているとお話しておきたいと思います。

ぜひ、国がやるからというだけにとどまらないで、松島町として個人情報を出していくに当たって、十分にそういったものが漏れいしないシステムであるとか、あるいは漏れない方策、町としても考えていただいて対策を講じていただきたいなと思っております。その辺ぜひお願いをしておきたいと思います。

次に行きますけれども、先ほど色川議員さんからお話ありましたけれども、町道の内町線ですね、ここの工事の関係でこの間もちょっとお聞きはしたんですが、改めてお聞きしますけれども、現在電柱が立っているんですが、茶色に塗られた鋼管の電柱ですか、それとコンクリートのままの電柱と現状残っているわけです。工事はまだ途中ですので、これからコンクリート電柱やなんかの手直しというのも入ると思うんですが、ぜひできればあの一角ですね、やはりせつかくですので、鋼管の茶色なら茶色に私は統一したらいいのではないかなと思って見たものですから、全部そうなるのかです。ならないんであれば今後どうするのかお聞きをしておきたいと思いました。

○議長（櫻井公一君） それでは今野議員の質疑の途中ではありますが、今野議員の答弁から午後再開したいと思います。

昼食休憩に入ります。再開を13時といたします。

午後0時01分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

町道内町線で、8番今野 章議員の質問に対しての答弁から入ります。中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 先ほど電柱の色ということで質問ございましたので答えさせていただきます。

内町線につきましては、基本的には電柱を移設する場合はカラー柱ということで、あれは普通のコンクリート柱に茶色の色を塗っただけですので、コンクリート柱になるということで、なかさとさんの角にある電柱については移設をしないということで、あれはあのまま残ると。そのままコンクリートの色と。それ以外は全部茶色になるということでございます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 残ったやつを茶色にしたらどうかということでしょうか。（「はい」の声あり）それは電力さんと協議していかなければならないので、ちょっと時間がかかると思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） あとはほとんどないんですが、色の関係は協議ということなんですが、ぜひなかさとさんというのはちょうど45号線のところの角のところですよ。そうするとやはり寺町構想という区域だと思いますし、せっかく今年から景観条例ということでつくりましたので、そういう趣旨も踏まえて統一的なものにぜひなったらいいかなと思いますので、そうお願いしたいと思います。

ついでにたちましたので、もう1点だけ確認だけさせていただきます。

庁舎移転補償金と途中売り払い収入の精算分がそれぞれ計上されているんですが、改めて最終的に金額全体で、トータルでそれぞれ幾らになったのかだけ教えてください。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 25年度中にまず入ってきた土地売り払い分に関しましては、2,238万2,679円、それから26年度に入ったのが960万円、合計で3,198万2,679円です。

それから、移転補償費に関しましては、25年度中に入ってきたのが2億8,857万8,959円、そして26年度に入ってきますのが1億2,369万円、合わせまして4億1,226万8,959円となります。以上です。（「わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） それでは、他に質疑を受けます。ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

それでは、最初に原案に反対者の発言を許します。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 一般会計補正予算の第4号ということで、議案第84号になるわけですが、反対の討論をしたいと思います。

全体としては反対するような内容のものというのはそうそうないと当然思っているわけであ

ります。特に高齢者の肺炎球菌ワクチンだとか幼い子供たちに対する水痘予防接種のための費用、あるいは災害公営住宅の入居に際しての引っ越し費用ということで、これなどは私もこの間ずっとそういう支援を行うべきではないのかと、早くその内容を明らかにしてはどうかということで申し上げてきた内容でもありますし、また屋外多目的運動場の外構整備工事、こういったものも町民にとっては大変大切であり必要な予算だと思っているわけであります。

しかし、今回の議案第84号につきましては、先ほど質疑の中でも申し上げましたけれども、来年の平成27年の10月からの社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー法、この導入に向けたシステム改修のための経費が計上されている。こういう内容になっているわけであります。マイナンバー制度は全ての国民に12桁の番号をつけて個人情報に国が一元的に収集し、利用する、そういう内容のものであります。税金の集め方、こういうものの強化ですね、徴税の強化、それから医療、福祉など社会保障の給付の抑制、削減と。こういうものが今非常に国では狙っているわけでありますし、さらには個人情報が簡単に照合、突合されてしまう、そういう可能性が大きいということになります。すなわち、プライバシー情報が簡単に集積をされて漏えいされる危険が拭えないという状況にあると思います。

こうしたことを踏まえまして、日本弁護士会などでもこのマイナンバー法の導入にはこれまでに反対の声明なども出しているところであります。先ほども言いましたけれども、最近でもベネッセの情報漏えい問題があったように、情報管理の難しさが本当に浮き彫りになっていると思います。そういう点では、私どもの不安、こういうものは全く解消されていないという状況にあるのではないかと思います。

こうした新たな不安ですね、あるいは給付削減などに見られるような国民負担というものが改めてもたらされる危惧というのがあるわけでありまして、そういう点では政府の導入そのものに反対でありますし、その制度を実現するためのシステム改修ということになります今回の補正予算には反対をせざるを得ないのかなと、こう考えるものであります。

先ほども言いましたけれども、特に権力が一手に全国民の情報を握っていくということの怖さといいますか、そういうものを本当に私は危惧せざるを得ないと。そういう点では、本当に本気になって町がそういう情報の管理をしっかりとするという立場を改めて構築していただきたいということを申し上げながら、反対の討論ということにさせていただきたいと思えます。以上で終わります。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。（「なし」の声あり）ほかに討論参加なしと認めてよろしいですか。（「はい」の声あり）討論なしと認め

ます。討論を終わります。

これより、議案第84号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第84号平成26年度松島町一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第85号 平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第85号平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第85号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第85号平成26年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第86号 平成26年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第86号平成26年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第86号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第86号平成26年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第87号 平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第87号平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第87号平成26年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第88号 平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第88号平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第88号平成26年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第89号 平成26年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第89号平成26年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第89号平成26年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第90号 平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第90号平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第90号平成26年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、9月9日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後1時14分 散 会